

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
商工労働部 商業労政課
指 摘
<p>地方自治法第238条の4第7項では、行政財産のうち、その用途等を妨げない限度において使用を許可することができる」と規定され、行政財産の敷地等に余裕がある場合において行政財産の目的外使用を許可することができるものと解される。ところ、旧大沢野町によって整備された笹津駐車場及び八木山駐車場について、敷地面積の全てについて行政財産の目的外使用許可が地元自治会等に対し行われていたため、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況
<p>敷地面積の全てについて行政財産の目的外使用許可を行っていた笹津駐車場及び八木山駐車場については、令和5年4月から笹津自治会及び八木山自治会に対し目的外使用許可を行わないこととし、指摘を収受後速やかに地元自治会に説明した。今後、地方自治法に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
商工労働部 職業訓練センター
指 摘
その他の雑入（自動販売機電気料）に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定していないものが見受けられたので、改善を図りたい。
措 置 状 況
指摘を受け、令和5年1月から、その他の雑入（自動販売機電気料）に係る納入期限について、納入通知書を交付する日から20日以内に指定することとした。 今後、納入通知書の交付に係る起案時に納入期限の確認を徹底し、会計規則第39条第2項で規定する納入期限を遵守するよう適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
商工労働部 職業訓練センター
指 摘
職業能力開発事業委託の精算に伴う減額の支出負担行為変更決定書において、部長及び部次長の決裁がされていなかったため、改善を図りたい。
措 置 状 況
職業能力開発事業委託の精算に伴う減額の支出負担行為変更決定書について、指摘を受けて直ちに、部長及び部次長の決裁を必ず得るよう周知し、管理体制を改善した。 今後、起案後の決裁状況で必要な項目に漏れがないか等の確認を徹底することで、決裁書類の管理を適切に行ってまいりたい。